

訪問型介護予防サービス(A2)サービスコード表

令和元年10月現在

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成	算定			
種類	項目						単位数	単位			
A2	1111	訪問型介護予防サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度	1,172	単位		1,172	1月につき	
A2	1114	訪問型介護予防サービスⅠ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055		
A2	2111	訪問型介護予防サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2	週1回程度	39	単位		39	1日につき	
A2	2114	訪問型介護予防サービスⅠ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35		
A2	1211	訪問型介護予防サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度	2,342	単位		2,342	1月につき	
A2	1214	訪問型介護予防サービスⅡ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108		
A2	2211	訪問型介護予防サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2	週2回程度	77	単位		77	1日につき	
A2	2214	訪問型介護予防サービスⅡ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69		
A2	1321	訪問型介護予防サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	3,715	単位		3,715	1月につき	
A2	1324	訪問型介護予防サービスⅢ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344		
A2	2321	訪問型介護予防サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2	週2回を超える程度	122	単位		122	1日につき	
A2	2324	訪問型介護予防サービスⅢ日割・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110		
A2	2411	訪問型介護予防サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自)(Ⅳ)	事業対象者・要支援1・2	週1回程度 ※1月の中で全部で4回まで	267	単位		267	1回につき	
A2	2414	訪問型介護予防サービスⅣ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	240		
A2	2511	訪問型介護予防サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自)(Ⅴ)	事業対象者・要支援1・2	週2回程度 ※1月の中で全部で5回から8回まで	271	単位		271		
A2	2514	訪問型介護予防サービスⅤ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	244		
A2	2621	訪問型介護予防サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自)(Ⅵ)	事業対象者・要支援2	週2回を超える程度 ※1月の中で全部で9回から12回まで	286	単位		286		
A2	2624	訪問型介護予防サービスⅥ・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	257		
A2	1411	訪問型介護予防短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自)(短時)	事業対象者・要支援1・2	20分未満 ※1月につき全部で22回まで	166	単位		166		
A2	1414	訪問型介護予防短時間サービス・同一						事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	149		
A2	8000	訪問型介護予防サービス特別地域加算	特別地域加算						所定単位数の 15% 加算	1月につき	
A2	8001	訪問型介護予防サービス特別地域加算日割							所定単位数の 15% 加算	1日につき	
A2	8002	訪問型介護予防サービス特別地域加算回数							所定単位数の 15% 加算	1回につき	
A2	8100	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算						所定単位数の 10% 加算	1月につき	
A2	8101	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算日割							所定単位数の 10% 加算	1日につき	
A2	8102	訪問型介護予防サービス小規模事業所加算回数							所定単位数の 10% 加算	1回につき	
A2	8110	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算						所定単位数の 5% 加算	1月につき	
A2	8111	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算日割							所定単位数の 5% 加算	1日につき	
A2	8112	訪問型介護予防サービス中山間地域等提供加算回数							所定単位数の 5% 加算	1回につき	
A2	4001	訪問型介護予防サービス初回加算	チ 初回加算						200単位加算	200	
A2	4003	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	リ 生活機能向上連携加算						(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型介護予防サービス生活機能向上連携加算Ⅱ					(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200		
A2	6269	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅰ	ヌ 介護職員処遇改善加算						(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅲ					(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算			
A2	6273	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅳ					(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型介護予防サービス処遇改善加算Ⅴ					(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算			
A2	6278	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ル 介護職員等特定処遇改善加算						(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型介護予防サービス特定処遇改善加算Ⅱ					(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算			